

別表

○民間機関等区分

区 分		略号	
国内企業	大企業	道内	1
		道外	2
	中小企業（※1）	道内	3
		道外	4
国	道内	7	
	道外	8	
独立行政法人 国立研究開発法人	道内	9	
	道外	10	
その他公益（一般）法人等（※2）	道内	11	
	道外	12	
地方公共団体	道内	13	
	道外	14	
外国政府機関		15	
外国企業		16	
国内大学（国立大学法人及び学校法人(大学)）		17	
その他（※3）	道内	18	
	道外	19	
	外国	20	

※1 「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）第2条に定める「中小企業者」を指し、以下の表の資本金又は従業員数の基準を満たすものを指します。いずれにも該当しないものは「大企業」となります。

業種分類	資本金	従業員
①製造業、建設業、運輸業その他（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

※2 特殊法人、財団法人、社団法人、商工会議所等が該当します。

※3 大学共同利用機関法人、海外の大学、学校法人（大学は除く、ただし、地方独立行政法人のうち公立大学法人は該当します）、特定非営利活動法人（NPO法人）、組合、医療法人が該当します。

別表

○業種別内訳

区 分	分類	略号
水産・農林業	農業、林業、漁業	水
鉱業	鉱業	鉱
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業	建
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、	製
電気・ガス・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	電
運輸業・郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業	運
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業	情
卸売・小売業		卸
金融・保険業		金
医療・福祉		医
サービス業		サ
国、地公体、独法、その他公益等		国
その他		他